

平成 28 年度
重要要望書

平成 27 年 7 月 24 日
安芸市

《 提言・要望項目 目次 》

1. 防災対策

- (1) 河口部周辺地域の防災対策について…………… P. 1～ 3
- (2) 海岸における防災対策について…………… P. 4～ 5
- (3) 穴内漁港海岸の整備について…………… P. 6～ 8
- (4) 主要河川の整備と砂防事業の採択について…………… P. 9～11
- (5) 総合運動場とあき総合病院との連絡道整備について…………… P.12～13
- (6) 南海トラフ巨大地震に対する防災対策の推進について…………… P.14
- (7) ごめん・なはり線の防災対策等について…………… P.15

2. 交通基盤整備

- (1) 四国8の字ネットワークの早期実現及び国道の整備促進について…………… P.16～20
- (2) 県道の整備について…………… P.21～22
- (3) 社会資本整備総合交付金制度の見直しについて…………… P.23

3. 健康福祉

- (1) 子育て支援、少子化対策における地域間格差の是正について…………… P.24
- (2) 保育士の受け持ち児童数・運営経費の見直しについて…………… P.25
- (3) がん検診推進事業に係る費用助成の継続と事業対象の拡大について…………… P.26
- (4) 発達障害児の早期発見・早期療育のための療育支援体制の充実について… P.27
- (5) 介護保険制度における国庫負担割合の引き上げについて…………… P.28
- (6) 身寄りのいない高齢者等への支援について…………… P.29

4. 産業振興

- (1) 施設園芸におけるハウス内環境制御機器導入補助の
継続及び拡充について…………… P.30
- (2) 一本釣漁業における経営の安定対策について…………… P.31

5. 教育

- (1) 特別な配慮が必要な児童生徒への支援の充実について…………… P.32
- (2) 特別支援教育の充実について…………… P.33
- (3) スクールソーシャルワーカーの配置の拡充について…………… P.34

1. 防 災 对 策

1ー (1) 河口部周辺地域の防災対策について

《要望先 土木部》

【現 状】

平成 24 年 12 月に公表された『高知県版第 2 弾津波浸水予測』によれば、河川堤防が地盤と同じ高さしかない安芸川、伊尾木川の河口部では、河川を遡上する津波により、地震発生後 20～30 分で浸水深が 30 cm を超え、約 100 分後には、8m を超える浸水深になると予測されています。

また、本市の南海地震・津波対策アドバイザーを務めていただいた高知大学の教授も、海岸からの津波浸水よりも、市街地を流れる江ノ川を遡上する津波による浸水の方が速い可能性があるとは指摘しています。

【課 題】

ケアハウス安芸など高齢者が多く暮らす河口部周辺や、津波が遡上する江ノ川周辺の市街地では、避難する時間を少しでも長く確保することが必要であり、高知県におかれましては、津波発生時の影響など調査を進めていただいておりますが、その対策が急がれます。

【要望事項】

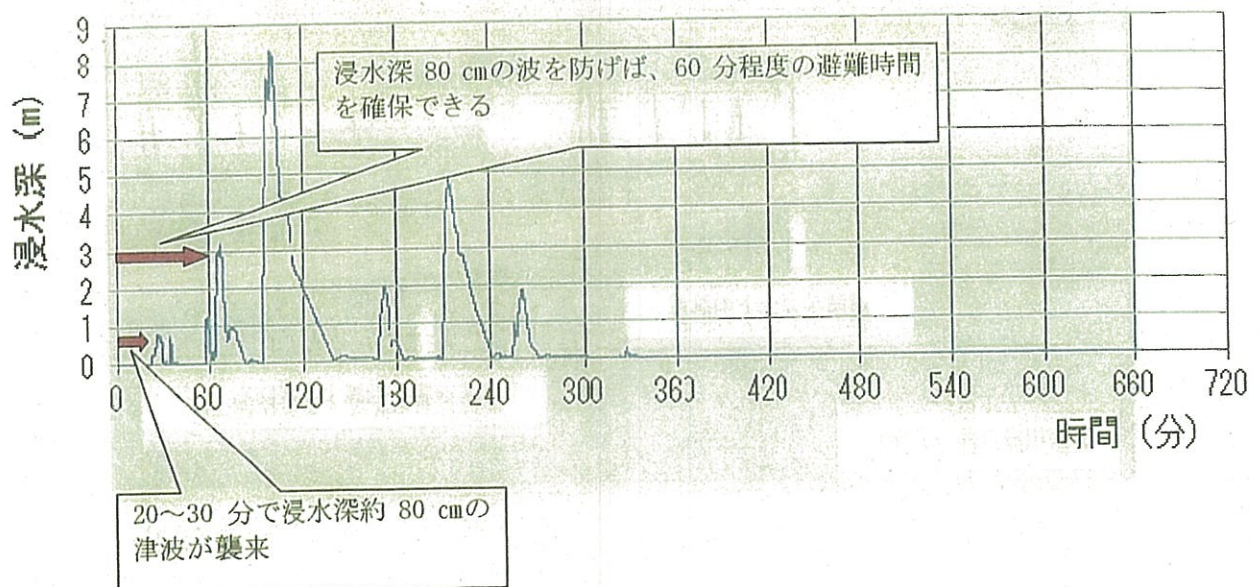
津波からの避難時間を可能な限り長く確保するため、安芸川・伊尾木川河口部の堤防を嵩上げするとともに、江ノ川の氾濫対策を考慮したうえで、江ノ川の遡上を防ぐ自動開閉式のゲートを設置すること

高知県による津波浸水予測

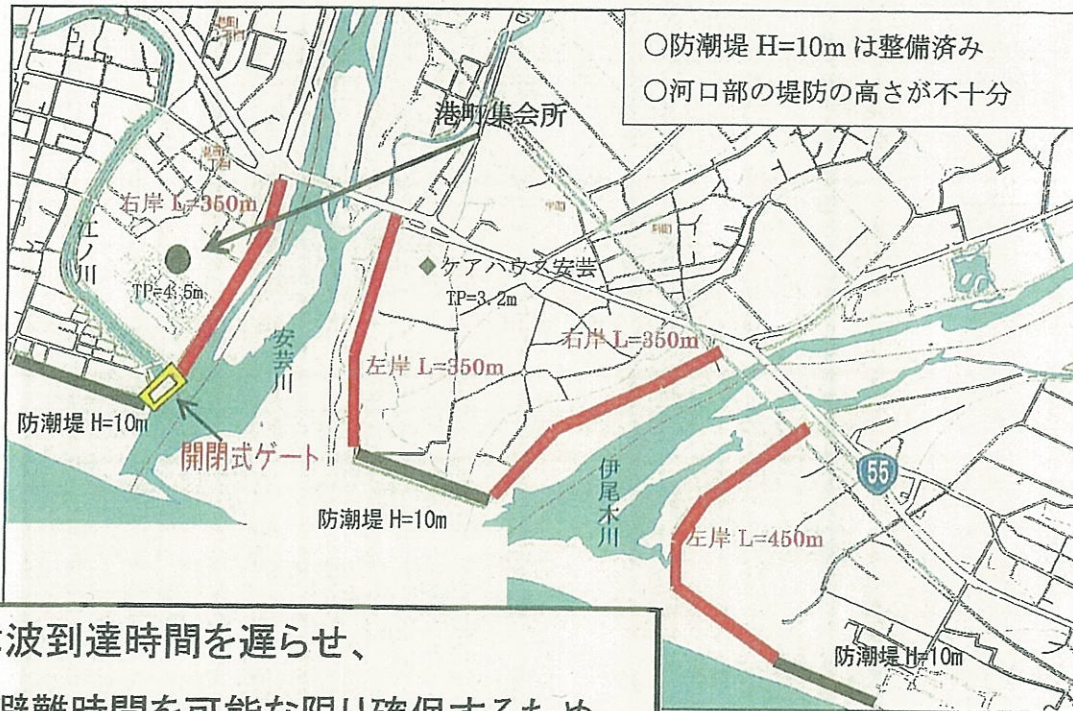


安芸市浄化センター

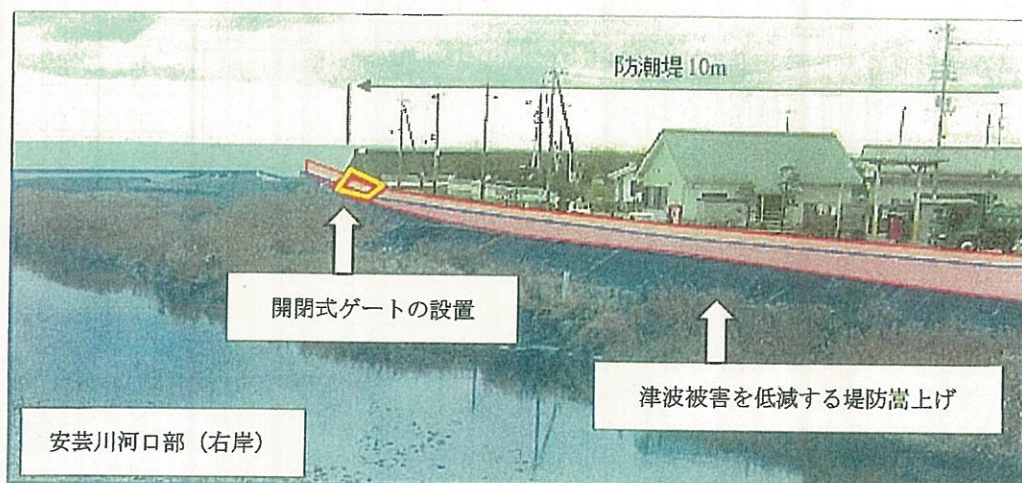
case05



安芸川・伊尾木川河口部の状況



津波到達時間を遅らせ、
避難時間を可能な限り確保するため
**早急な堤防の嵩上げと
開閉式ゲートの設置を！**



1- (2) 海岸における防災対策について

《要望先 土木部》

【現 状】

長い海岸線を持つ本市では、台風時の防潮堤越波による被害が多発しています。

西浜海岸などでは、砂浜の侵食が急速に進み、台風・豪雨の際に越波が国道 55 号に流入し、県東部地域に一路線しかない幹線道路が通行止めとなる事態も発生しています。

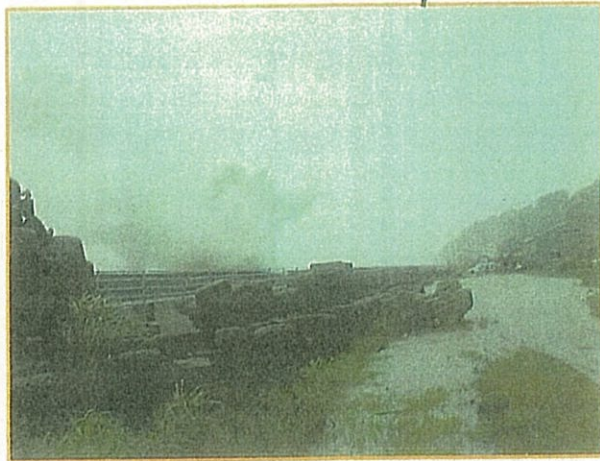
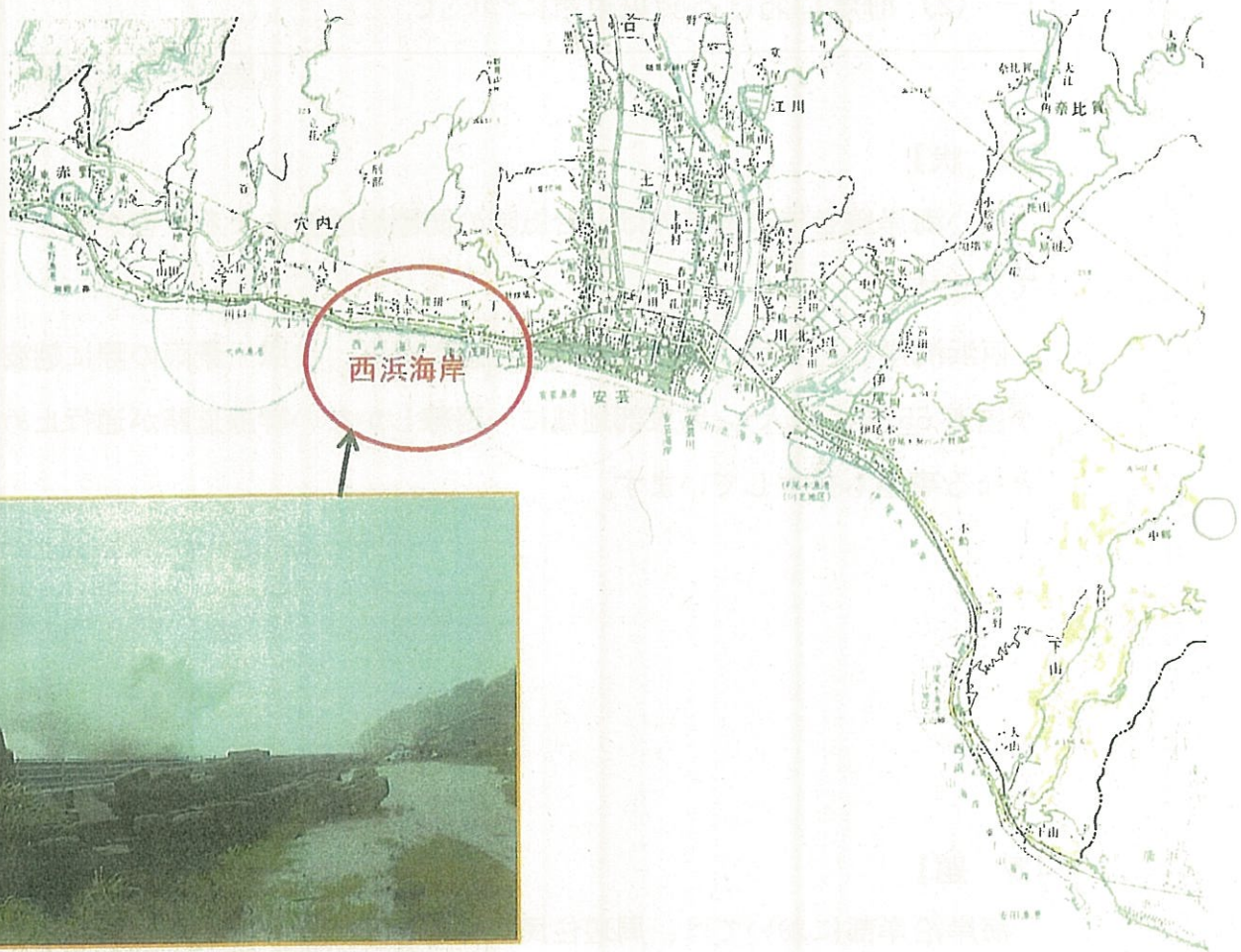
【課 題】

海岸沿岸部においては、周辺住民の生命と財産を守るため、現在実施している事業の早期完成を図るとともに、抜本的な対策を講じる必要があります。

【要望事項】

現在実施している西浜海岸侵食対策事業の早期完成を図ること

県管理海岸の状況



▲ 西浜海岸～穴内地区における越波の様子
(H16年6月)



▲ 現在の西浜海岸～穴内地区
防潮柵が数箇所設置されているが、抜本的な対策とはなっていない

1 - (3) 穴内漁港海岸の整備について

《要望先 土木部、水産振興部》

【現 状】

穴内漁港海岸の保全事業については、平成5年度から事業化した穴内地区東海岸の高潮対策が平成20年度をもって完成しました。

また、平成14年度から工事着手している穴内地区西海岸の侵食対策は、平成25年度までに、全4工区あるうち1工区から3工区まで暫定型の人工リーフ整備が完了しました。工事着手から10数年が経過し、残り4工区の160mとなりました。

この間、平成11年度、平成13年度では防潮堤の基礎が洗掘され、さらに平成23年度、平成26年度では防潮堤が欠壊するなど、甚大な被害を受け住民生活に支障をきたしました。地元住民からは、暫定工事完了後、離岸堤整備を行うよう強く要望を受けているところです。

【課 題】

背後地の住民の生命や財産、また東部県民の生活を支える足である「ごめん・なはり線」を災害から守るため、暫定型人工リーフを早期に完成させ、離岸堤整備を行うことにより、より一層の波浪低減効果を高める対策が必要です。

【要望事項】

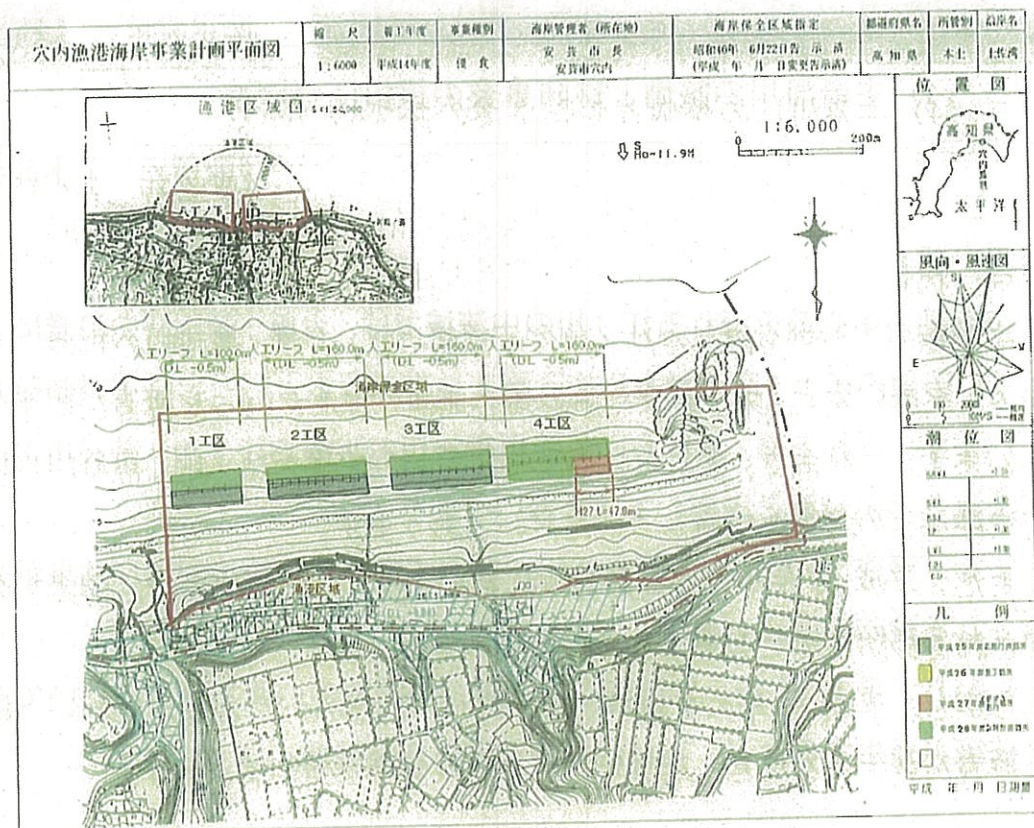
- 1 穴内漁港海岸保全施設整備事業の早期完成に向け、十分な予算を確保すること
- 2 暫定型人工リーフ工事完了後、穴内漁港海岸を県管理海岸とし、西浜海岸と一体的な離岸堤として整備すること

平成 23 年 自転車道・防潮堤欠壊

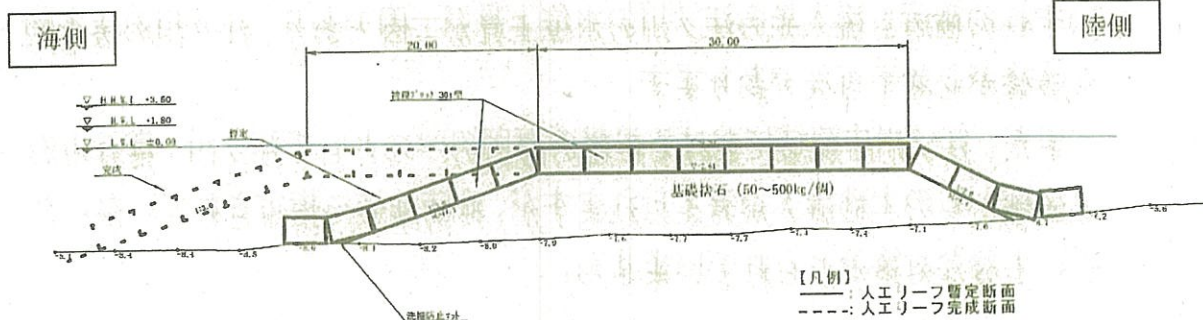


平成 26 年 自転車道・防潮堤欠壊

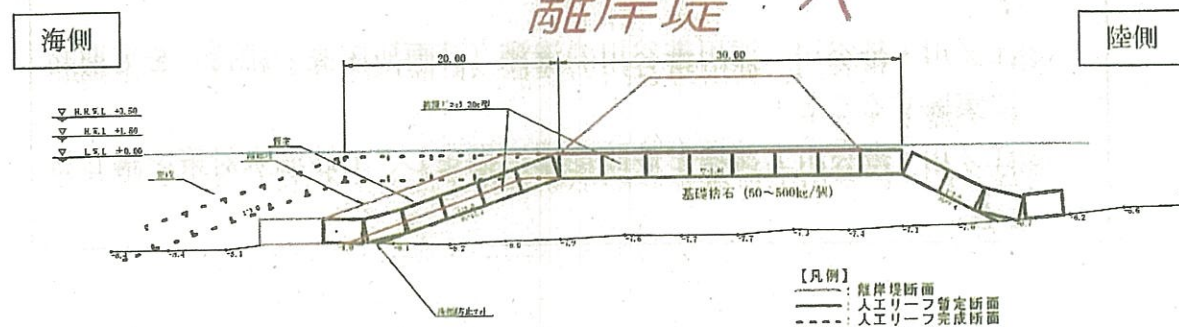




人工リーフ から



離岸堤



1- (4) 主要河川の整備と砂防事業の採択について

《要望先 土木部》

【現 状】

市街地の中心部を流れる江ノ川の中流域では、台風・豪雨時の氾濫によって、家屋の床上・床下浸水や施設園芸地帯の冠水といった被害が頻発しています。これまで、県において派川帯谷川の改修や江ノ川、帯谷川の河床浚渫などの対策を実施していただいております。

また、平成 24 年度から黒鳥谷川においては、土砂流出対策に効果が発揮される砂防事業にも着手していただいております。

しかし、平成 24 年の豪雨時には、再び市街地のいたる箇所において浸水被害が発生するなど、地域住民の不安は依然根強いままです。

【課 題】

本市では、市街地の浸水原因などを調査し、対策を検討していますが、いずれの箇所も流入先の江ノ川の水位上昇が一因であり、江ノ川の抜本的な改修が必要不可欠であります。

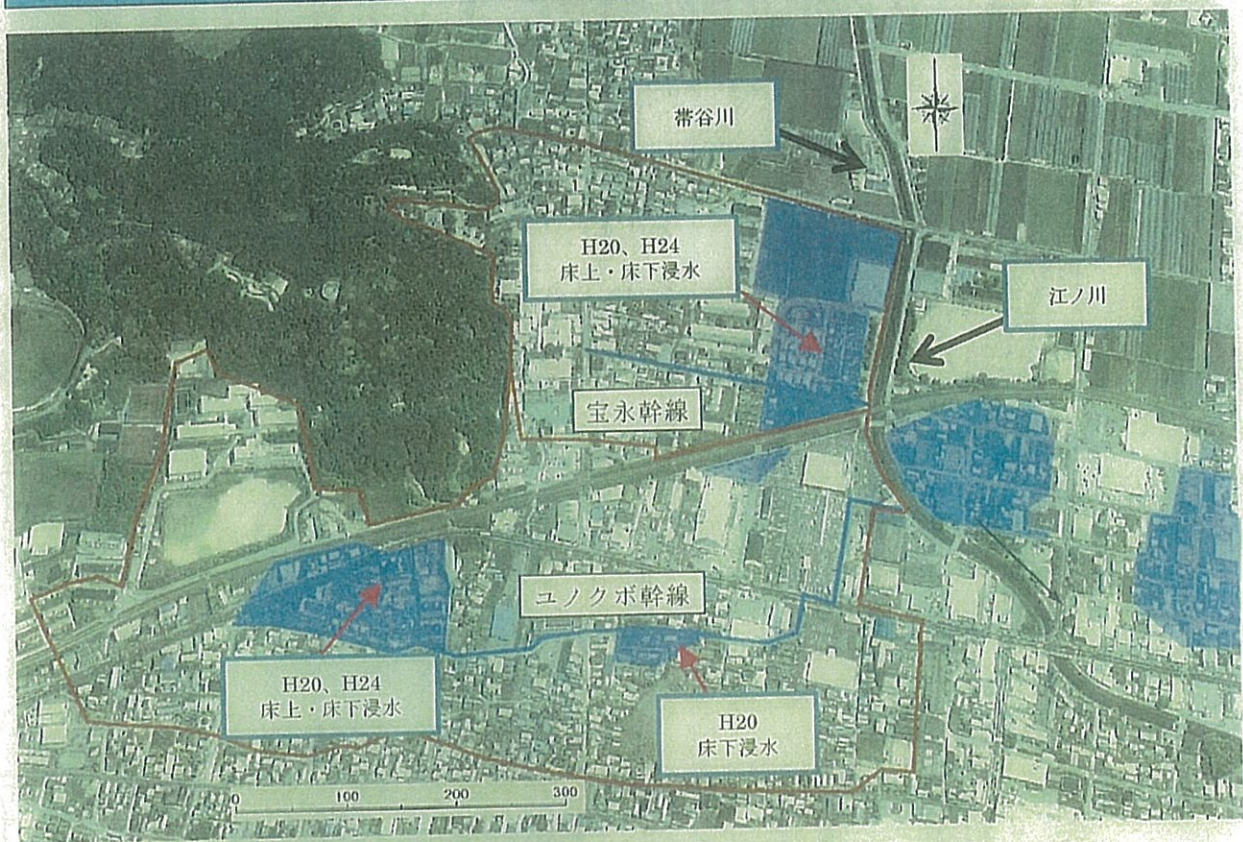
また、江ノ川中流域における氾濫の原因の一つとして江ノ川・帯谷川の上流域からの土砂流入が考えられますが、砂防地域に指定されていないため、十分な対策がとられていません。

【要望事項】

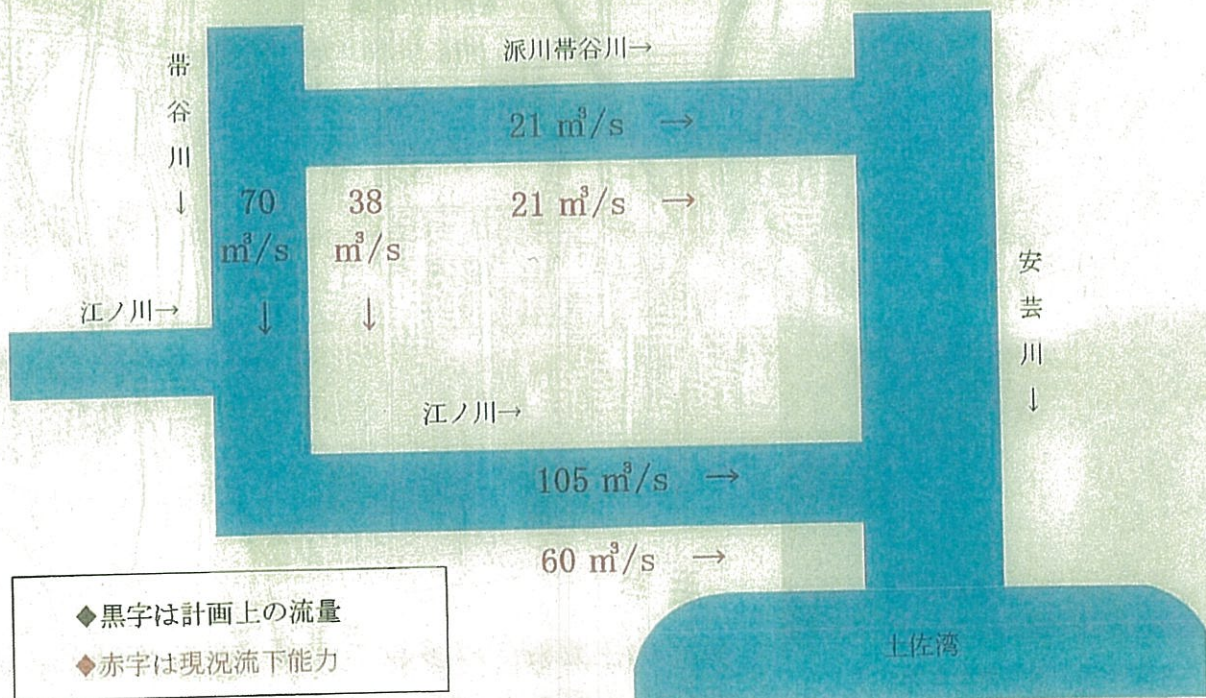
江ノ川の氾濫対策として

- ①江ノ川・帯谷川の抜本的な河川改修事業の再開を早期に実施すること
- ②江ノ川・帯谷川、派川帯谷川の浚渫（計画河床高の維持）を定期的
に実施すること
- ③江ノ川・帯谷川上流域を砂防地域に指定し、土砂流入対策を講じる
こと

平成 20～24 年にかけての床上・床下浸水範囲



江ノ川改修計画



江ノ川と帯谷川・派川帯谷川

江ノ川・帯谷川上流域に
土砂流入対策を！

派川帯谷川

帯谷川

高台寺

工業団地

黒鳥谷川

江ノ川

宝永



▲河川が氾濫
(H16. 10. 20 安芸宝永町)



▲住宅地が浸水被害を受けた

安 (H16. 10. 20 安芸宝永町)

江ノ川中流域には多数の人家、量販店等が直地。
河川が氾濫すれば被害額は莫大なものに！

1- (5) 総合運動場とあき総合病院との連絡道整備について

《要望先 危機管理部》

【現 状】

『高知県災害時医療救護計画』によれば、安芸市総合運動場は南海トラフ地震などの広域災害に対し、県民の生命・財産の保護と安全・安心な生活の確保を図るため、国、県及び関係機関との連携体制のもとで、高知県東部地域の中核的な総合防災拠点として位置付けられています。

また、高知県立あき総合病院についても、「災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関」として、緊急事態に 24 時間対応し、災害発生時に被災地内の重症の傷病者を受け入れ、また、搬送し、医療救護班を派遣するなど、災害活動において地域の医療活動の中心となる機能を備えた高知県東部の災害拠点病院に指定されています。

【課 題】

総合運動場とあき総合病院とを結ぶ道路は津波浸水区域に位置する国道 55 号以外になく、医療救護活動を迅速に開始するためには、浸水区域外に連絡道を早期に整備する必要があります。

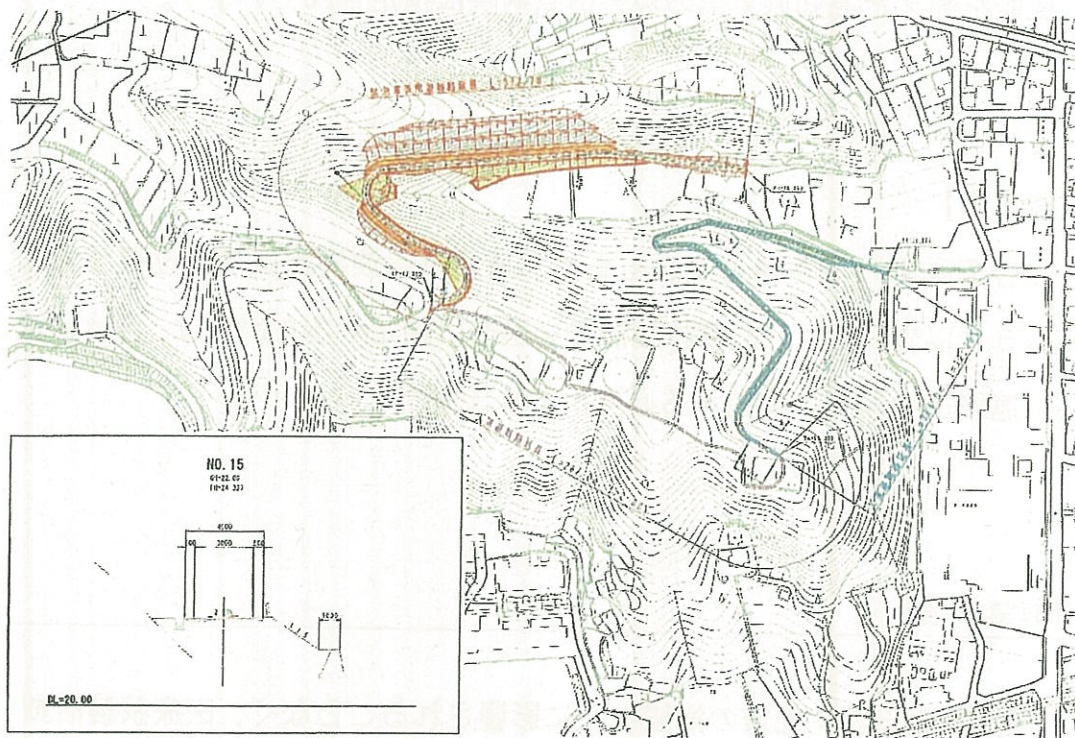
【要望事項】

(新) 南海トラフ地震の津波被害に影響されることなく、医療救護活動が早期に開始できるよう、県において総合運動場とあき総合病院を結ぶ連絡道の整備を行うこと

高知県による津波浸水予測(L2)



連絡道計画図



1ー (6) 南海トラフ巨大地震に対する防災対策の推進について

《要望先 危機管理部・総務部》

【現 状】

内閣府が平成 24 年 8 月に公表した最大クラスの地震・津波想定では、本市は震度 7、津波高 16m と推計されており、高知県版第 2 弾津波浸水予測では、市庁舎付近の最大浸水深が 6.5m、平成 25 年 5 月に公表された高知県版被害想定では、本市は死者 1,800 人という極めて甚大な数値が示されました。

そのような中、昨年 3 月に南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されました。本年 3 月には中央防災会議幹事会で『南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画』が策定されるなど、広域的地震災害への備えが大きく前進しました。

【課 題】

本市では、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定し、地震の揺れから身を守るための公共施設の耐震化や住宅耐震化への補助、津波避難路、避難タワー等の整備を加速化して推進していますが、地域津波避難計画の策定や各自主防災組織による津波避難訓練を実施する中で、避難タワーの早期完成や新たな避難路の整備を要望する声が高まっています。各地域の避難対策を充実させるためには、引き続き国・県による財政支援が必要です。

【要望事項】

- 1 防災対策費の財源確保や地方財政措置の充実を国に要望すること
- 2 高知県津波避難対策等加速化臨時交付金を平成28年度以降も継続すること

1- (7) ごめん・なはり線の防災対策等について

《要望先 産業振興推進部》

【現 状】

ごめん・なはり線の平成 26 年度の輸送人員は約 127 万 6 千人となっており、通勤・通学の足として多くの東部県民に利用されている公共交通機関であります。

ごめん・なはり線の防災対策等につきましては、平成 25 年度に国道と交差する 2 橋梁の落橋防止工事が完了し、平成 26 年度からは高架橋の耐震工事が実施されていますが、南海トラフ巨大地震で想定される最大震度 7 において倒壊する恐れのある柱は 314 本あり、耐震工事が進んでいない 10 橋梁と合せ、早急に整備する必要があります。

【課 題】

鉄道の安全な運行及び道路等の機能維持のためには、全路線において橋梁の落下や高架橋の倒壊による列車及びその周辺に対する多大な被害を防ぐための南海地震対策を加速する必要がある、また、震災等が発生した際には、運行再開に向けて早期復旧を行い、被災者の暮らしを支える基盤とする必要もありますが、沿線の人口減少等の影響で土佐くろしお鉄道の経営状況は厳しく、経営支援を行っているごめん・なはり線活性化協議会の構成市町村の財政基盤も厳しい状況にあります。

【要望事項】

次の項目を国に要望すること

- 1 鉄道施設安全対策事業について、補助率を現在の 1/3 から 1/2 に引き上げること
- 2 鉄道災害復旧事業について、南海トラフ地震等の震災からの復旧については、補助率を現在の 1/4 から 1/2 に引き上げること

2. 交通基盤整備

2-(1) 四国8の字ネットワークの早期実現及び国道の整備促進について

《要望先 土木部》

【現 状】

県東部地域には広域的な幹線道路が国道55号の一路線しかなく、慢性的な交通渋滞が発生しているうえ、その大部分が海岸沿いを走っていることから、台風や集中豪雨災害時に通行止めが頻発しています。また、代替路が無い区間や歩道整備が十分でない区間があることから、地域住民の経済活動や通勤・通学はもとより、救急医療搬送などにも大きな支障をきたしています。

四国8の字ネットワークにおいては、平成23年度に高知東部自動車道の「芸西西IC～安芸西IC」、平成24年度に阿南安芸自動車道の「安芸道路」、歩道整備においては、平成26年度に国道55号川北地区がそれぞれ新規事業化され、整備が順次進められておりますが、将来必ず発生する南海地震に備えるためにも、早期完成が求められています。

【課 題】

高知県の西部・東部地域は、多くのミッシングリンク区間が残っており、南海トラフ巨大地震による発災時に両地域が孤立することが容易に想定されます。

地域経済の活性化や産業・観光振興を支え、南海地震・津波対策となる災害に強い広域的なネットワーク整備を今まで以上のスピードで確実に整備していく必要があります。

【要望事項】

- 1 「四国8の字ネットワーク」のミッシングリンク解消のため、次の事項を国に強く要望するとともに、関連する県の予算を今後も確保すること
 - ① 阿南安芸自動車道
 - 奈半利～安芸の早期事業着手
 - 安芸道路の早期完成
 - ② 高知東部自動車道の整備促進
 - 南国安芸道路（芸西西IC～安芸西IC）の早期完成
- 2 国道55号川北地区の歩道整備の早期完成を国に要望するとともに、関連する県の予算を確保すること

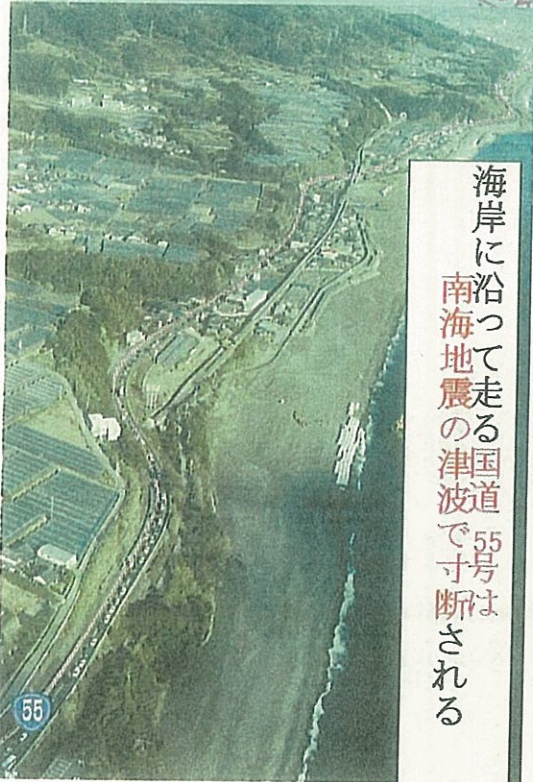
四国8の字ネットワークの現状

四国はひとつ！
つなげ・ひろがれ・四国の未来



凡 例	
供用中または	—
事業中・区間	—
未事業区間	—

杉ノ谷山
1367



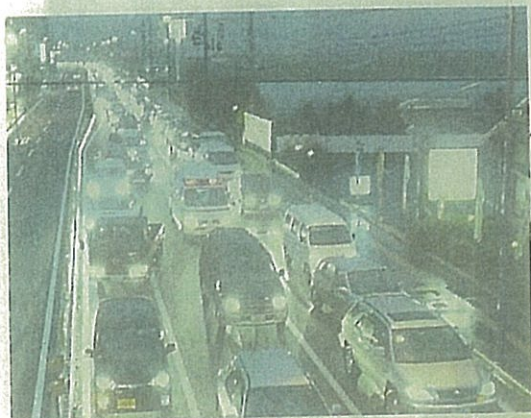
災害により安芸市の
至る所で国道が冠水！



四国東南部の救急搬送事情

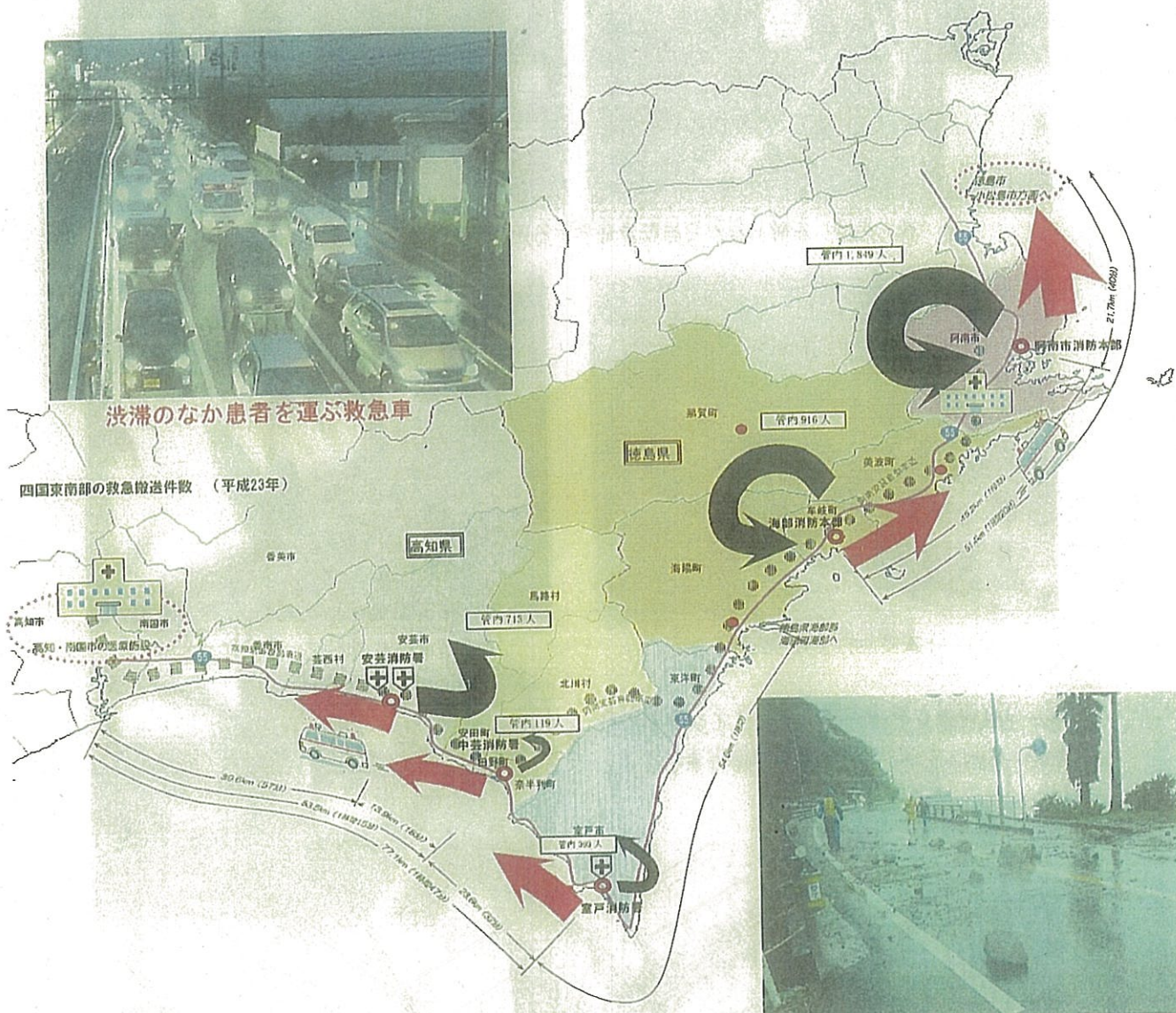
四国東南部地域のうち、安芸市・安芸郡・阿南市・海部郡にある消防本部は5施設で、うち4施設で平均搬送時間（収容平均所要時間）が全国平均を上回っており、管外搬送の割合も高くなっています。

管外搬送の多くは高度医療設備を備えた都市部の医療施設への搬送ですが、広域的な幹線道路を国道55号一本に頼っており、国道はまさに『命の道』です。



渋滞のなか患者を運ぶ救急車

四国東南部の救急搬送件数（平成23年）



大波で国道に飛来した岩石（奈半利町）

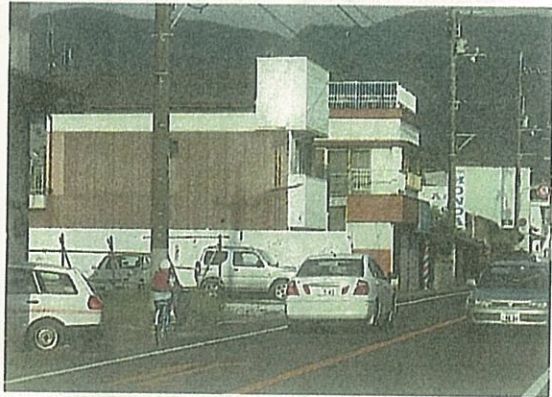
救急搬送人員（平成26年）

		搬送人員			平均搬送時間 (分)
			うち管外 (人)		
徳島	阿南	3,122	1,119	35.84%	37.1
	海部	1,191	265	22.25%	44.8
高知	室戸	1,137	942	82.85%	57.5
	中芸	668	477	71.41%	49.3
	安芸	1,424	426	29.92%	40.7
合計		7,542	3,229	42.81%	
全国平均搬送時間（平成25年）					39.3



渋滞の中、対向車線を走る救急車（安芸市）

川北地区 国道の状況



▲ “命の危険”を感じながら自転車通学する児童・生徒たち（国道55号の北側）

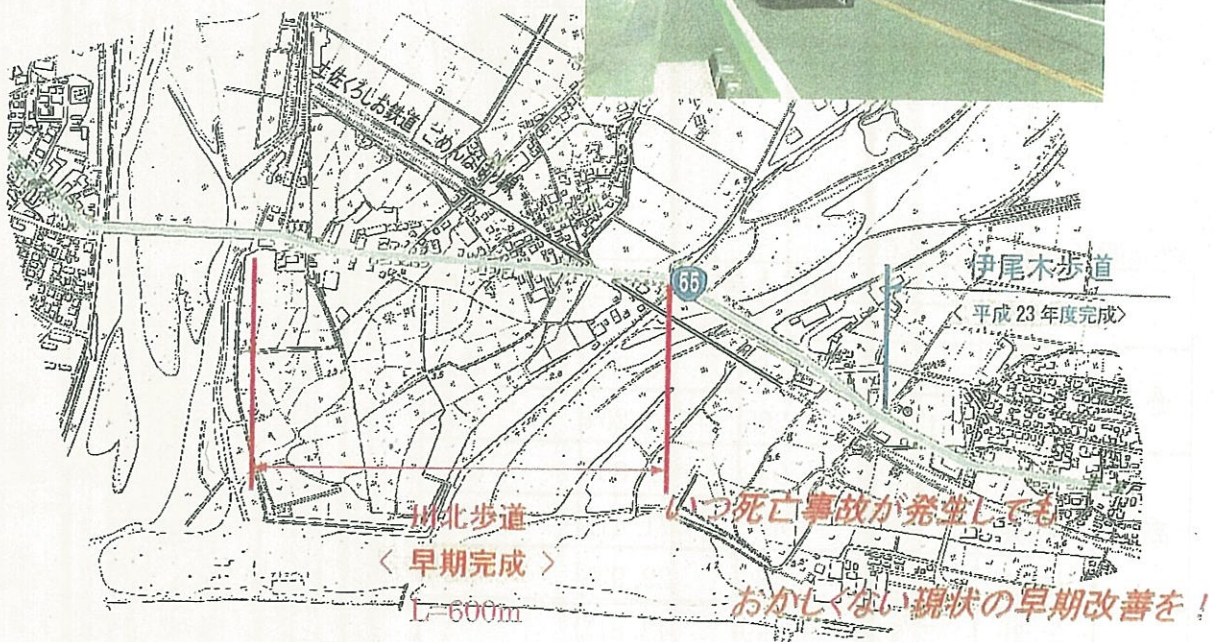


▲慢性的な交通渋滞



▲大型車両が通れば…まさに“恐怖”！

現在は路側線と歩道の間に緑のラインが引かれ
視認性は向上しているが、依然危険なまま・・・



2- (2) 県道の整備について

《要望先 土木部》

【現 状】

平成 26 年 4 月 1 日現在の本市の県道改良率は 36.04 パーセントと、県内平均 53.78 パーセントを大きく下回っています。

山間部の県道では、幅員が狭小な箇所が多いうえ、台風・豪雨時には土砂崩れなどによる通行止めが頻発しており、大井地区をはじめ山間部の地域が度々孤立するなど、住民生活に支障をきたしています。

安芸市大久保から別役地区を経て徳島県那賀郡那賀町へ至る市道安明寺古井線・古井別役線は、災害に弱い国道 55 号の代替ルートとして期待され、国道 195 号と接続することで交通アクセスが飛躍的に向上すると考えられます。市では、那賀町に働きかけを行うとともに、平成 28 年度から当該路線の地籍調査に着手するなど、広域基幹道路の整備の推進に取り組んでいきます。

また、近年、橋梁等の大型構造物の老朽化が進んでおり、特に県道大久保伊尾木線の奈比賀橋は、昭和 25 年の架け替えから約 70 年が経過しています。

【課 題】

本市の県道は、市街地から中山間部へ通ずる唯一の連絡道となっている路線がほとんどで、安全で安心して通行できることが特に重要です。

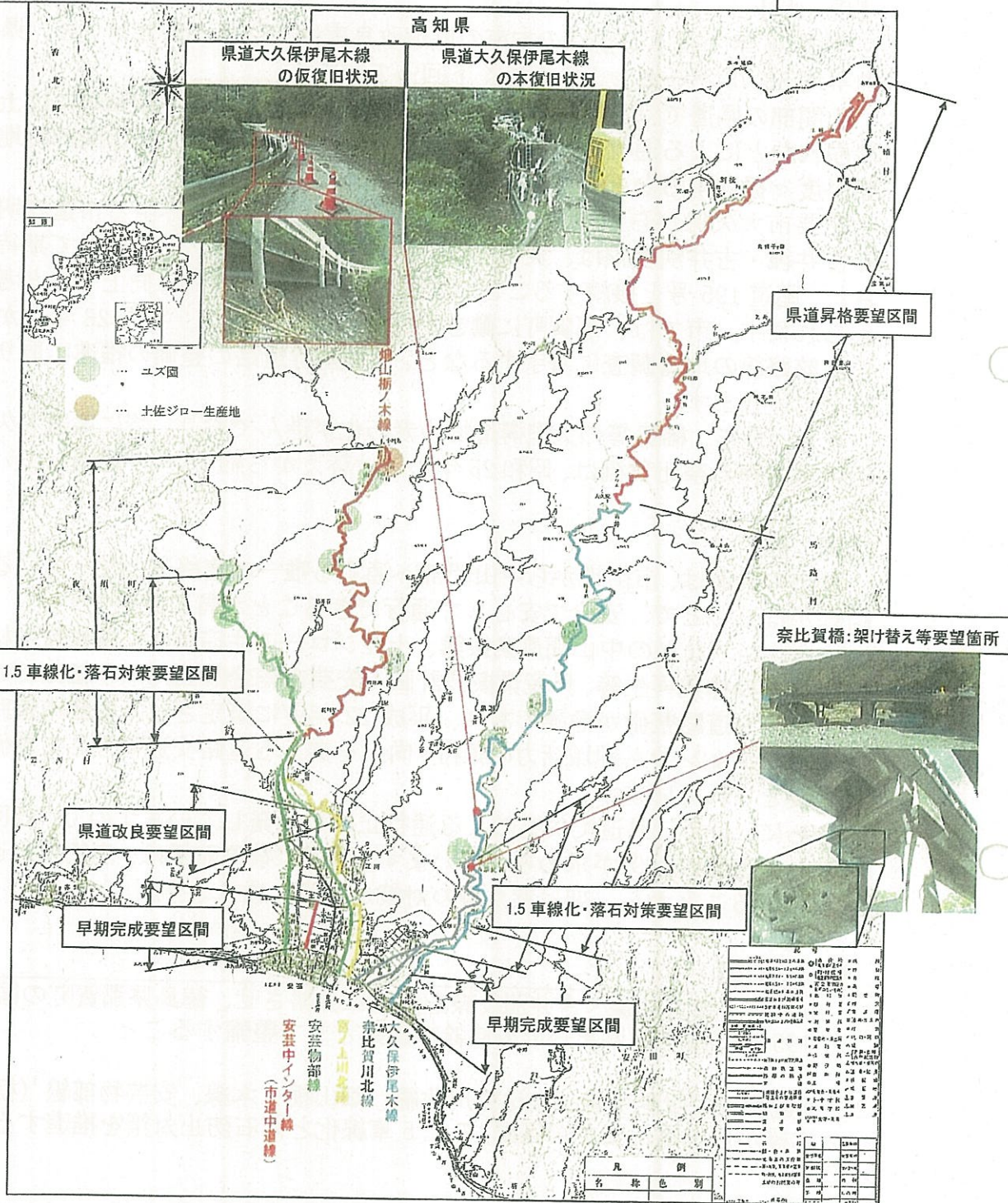
また、ユズなどの中山間農業振興、土佐ジローの生産拡大、間伐や木材搬出などの林業再生等、県産業振興計画や安芸市総合計画に取り組んでいくためにも道路整備が急務であり、平成 22 年度に策定された安芸市道路交通網ビジョンでも地域活力の維持・向上を支える道路交通網として整備が必要とされています。

さらに、近年、県道で災害による通行止めが頻発していますので、迂回路として道路の確保が求められています。特に、奈比賀橋は、老朽化が進行していることから、架け替え等の対策が必要となります。

【要望事項】

- 1 市道安明寺古井線・古井別役線を県道に昇格させ、徳島県那賀町の国道 195 号に接する県東部の広域幹線道路として整備すること
- 2 県道大久保伊尾木線、奈比賀川北線、畑山栃ノ木線、安芸物部線（栃ノ木橋から上尾川までの区間）の 1.5 車線化と落石防止対策を推進すること
- 3 安芸道路へのアクセス道路として機能する県道安芸中インター線及び県道大久保伊尾木線を早期に完成すること
- 4 (新) 老朽化が進んでいる奈比賀橋の架け替え等の対応をすること

平成 26 年の台風 11 号により、県道奈比賀川北線、県道大久保伊尾木線で斜面崩壊等により、発災から 6 日間の全面通行止めとなり、上流集落が孤立しました。また、通行止めの解除以降も長期間にわたり車両通行制限が続きました。



2- (3) 社会資本整備総合交付金制度の見直しについて

《要望先 土木部》

【現 状】

本市の市道改良率は、平成 26 年 4 月現在で 37.9 パーセントとなっており、県内平均 44.2 パーセントと比べて低い水準にあり、幅員の狭い道路や歩道未設置の道路が多く残っています。特に中山間地域が多い本市では、大雨による通行止めが頻繁に発生し、時には地域が孤立してしまう状況にあります。

また、内閣府が公表した推計によると、本市では最悪の場合、震度 7 の激震に加え、16m の巨大津波が想定されており、住民からも、災害時の避難や緊急輸送の手段を確保するための「道路」を中心とする関連インフラの早急な整備を望む声が高まっています。

そうした中、社会資本整備等の取り組みを支援し、交通の安全確保や住民生活の安定の確保、経済基盤の強化、生活環境の保全などを図るため、平成 22 年度から「社会資本整備総合交付金」制度がスタートしています。

しかしながら、現行の制度は、従来は対象となっていた事務費が交付金の対象となっておらず自治体の負担が増大しています。

これにより、市民にとって日常生活、地域経済、社会活動を支える最も基本的な社会資本である市道整備への影響が危惧されます。

【課 題】

地域の活性化や地域の安全・安心を確保するため、また、本県経済の浮揚を目指す高知県産業振興計画の推進のために、遅れている市町村道の整備等を早期に進めることが必要です。

【要望事項】

下記の項目を強く国に要望すること

- 1' 必要な予算を確保し、道路整備が遅れている地方に重点的に配分すること
- 2 「社会資本整備総合交付金」の要綱を見直し、従来は対象として認められていた事業費に対する事務費を交付金の対象とすること

3. 健康福祉

3- (1) 子育て支援、少子化対策における地域間格差の是正について

《要望先 健康政策部、教育委員会》

【現 状】

人口減少・少子化対策は、我が国の喫緊の課題であり、全国知事会は「少子化非常事態宣言」を打ち出し、知事においては、全国知事会を代表し、少子化対策の強化を国に要望するなど積極的に取り組んでいただいております。また、国において、幼稚園や保育所に通う5歳児について、世帯収入360万円未満を対象に無償化したいという考えが示されています。

本市においても少子化対策を重要課題として位置づけ、乳幼児医療費の助成について所得制限や所得に応じた補助率を設けた上で中学生まで支給年齢の拡充を行い、子育て支援・人口減少対策に取り組んでいます。

他の市町村においても、様々な子育て支援対策が講じられており、中でも医療費助成の公費負担の拡大や多子世帯の保育料の軽減については、多くの市町村で実施されています。

しかしながら、現状では市町村の財政力や規模によってサービス内容に格差が生じております。

【課 題】

子育て支援は、国の施策としても重点的に取り組むべきものです。

地域主権の時代とはいえ、子育て支援に個々の自治体によるサービスの格差があることは好ましくなく、少なくとも義務教育終了前の子どもや多子世帯に対する子育て支援については、自治体の裁量のみ委ねるのではなく、国の責任において一定のサービスを保障することが必要です。

【要望事項】

下記の項目を国に要望すること

- 1 乳幼児医療費助成について、義務教育終了時までの助成制度の創設を図ること
- 2 多子世帯の保育料軽減（同時入所でない第2子、第3子の保育料の軽減）を図ること

3- (2) 保育士の受け持ち児童数・運営経費の見直しについて

《要望先 教育委員会》

【現 状】

近年の保育環境は、入所児童数が減少し年齢別保育が困難となる場合や、発達障害児への対応の増加など、大きく変化しており、特に低年齢児は個々の成長に大きな開きがあるため、より細やかな対応が求められています。

しかしながら、現在の保育所は、60 年以上も前に定められた国の基準（昭和 23 年制定、0 歳児のみ平成 10 年に改正）及び高知県児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を定める条例に基づいて保育士を配置し運営を行っています。

また、国が算定基礎として用いている保育所運営費用は、実際の人件費を含めた運営費と比べて低く、市町村にとって大きな財政負担となっています。

【課 題】

国及び県が定める保育士配置基準は、1、2 歳児が同じ基準となっているなど、保育環境に適しておらず、また、保育所運営費用の算定についても現実に即したものではありません。個々の実情にあわせた十分な保育サービスを提供し、安定した保育所運営を行うためには、保育士の受け持ち児童数を引き下げるとともに、算定経費を引き上げる必要があります。

【要望事項】

下記の事項を国に強く要望すること

- 1 保育士配置基準（60 年以上前に制定）を見直し、受け持ち児童数の引き下げを行うこと
- 2 人件費等の運営算定経費の引き上げを行うこと

◎早急な基準の見直しを提案・要望致します

【国の保育士配置基準】（昭和23年制定）※0歳児は平成10年に改定

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	30:1



【本市提案】

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3:1	4:1	5:1	15:1	25:1	25:1

（児童数：保育士数）

3- (3) がん検診推進事業に係る費用助成の継続と事業対象の拡大について

《要望先 健康政策部》

【現 状】

子宮頸がん・乳がん、大腸がん検診については、平成 23 年度から「がん検診推進事業」として、対象年齢を限定し無料クーポン券と検診手帳を配布されるなど、受診しやすい環境が整い、早期受診に繋がる成果が現れつつあります。

【課 題】

がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発や、健康保持及び増進を図るためには、今後も継続した取り組みが必要です。

しかしながら、「がん検診推進事業」、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」及び「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」は、単年度ごとに継続が検討されている状況で時限措置となっていることから、その後のがん対策の推進に大きな影響を及ぼすことが強く懸念されます。

また、がん検診については、単年度の実施だけでは、受診率 50%を目指す対策として不十分であり、対象年齢を拡大し、早期発見、早期治療を推進する必要があります。

【要望事項】

国民に公平ながん対策を推進するために、がん検診の無料クーポン券と検診手帳の配布に係る補助事業の平成 28 年度以降の継続と事業対象を拡大するよう国に要望すること

3- (4) 発達障害児の早期発見・早期療育のための療育支援体制の充実について

《要望先 地域福祉部、健康政策部、公営企業局》

【現 状】

本市では乳幼児健診において発達障害を疑う児に対して、発達相談の利用を促し、必要があれば医療機関への受診を勧めています。このようなケースは年々増加傾向にあり、平成26年度の乳幼児健診後に何らかのフォローが必要なケースが114件となっています。

二次的障害を発生させないためには、児の特性に応じた適切な対応が家庭や保育所、学校など日常の生活現場で一貫して実践される必要があります。しかしながら、保護者や保育士など関係者の対応力も十分ではありません。また、日々の療育に必要となる小児リハビリは実施医療機関がないため市外への通院を余儀なくされています。

【課 題】

発達障害児は早期発見、早期受診、早期療育を受けることが必要で、診療、相談、療育支援待ちの状況が長引き療育が遅れることは、保護者の不安も大きく育児に対するストレスも増大し予後に悪影響をもたらす恐れが懸念されます。

このような状況を一刻も早く解消するために、発達障害児等を対象とした小児リハビリが実施できる医療機関やスタッフの充実ならびに地域で療育に携わる保育士等が専門的な助言、指導を受けることができる仕組みづくりなど、日々の療育が十分に展開される支援体制が必要です。

【要望事項】

- 1 あき総合病院および療育福祉センターの診療体制の拡充を図ること
- 2 あき総合病院において、発達障害児等に対する小児リハビリが実施できるよう医療体制を整備し患児の受入を行うこと
- 3 (新) リハビリテーション科を有する県内医療機関において、発達障害児等の小児リハビリが実施されるよう医療体制の充実を図ること
- 4 福祉保健所が行っている発達相談機会の拡充と人員体制の強化を図ること
- 5 療育支援に携わる保育士など地域の専門スタッフの資質向上のため療育福祉センターの療育スタッフが地域に出向き、関係者を支援できるよう人員体制の充実を図ること

3- (5) 介護保険制度における国庫負担割合の引き上げについて

《要望先 地域福祉部》

【現 状】

本市の高齢化は全国に先行して急速に進行しており、高齢化率は平成 26 年度末時点で 36.2 パーセントに達しています。とりわけ、75 歳以上の高齢者割合が高く、すでに、本格的な超高齢社会を迎えています。このため、本市では高齢になっても健康的で住み慣れた地域で暮らせるよう、介護予防対策を最重要課題と位置づけ、安芸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいた戦略的な取り組みを進めており、平成 27 年度からは、個々の要介護認定者等について、医療や福祉等の専門職を交えて、自立支援に向けた地域ケア会議を開催しています。

しかし、高齢化の進展により介護度の重度化は加速しており、単身世帯や高齢者のみの世帯も増加したことから介護給付費は増加の一途をたどり、平成 25 年度決算は約 19.9 億円となる、制度開始当初（平成 12 年度決算）の約 10.5 億円の 1.89 倍にまで伸びています。

【課 題】

本市の介護保険料は前計画期間の保険料と比較して 22.3 パーセントの引き上げとなる基準月額 5,860 円となり、第 1 号被保険者の負担は増大しています。この保険料については、平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法により介護保険法が改正され、低所得者対策が強化されることとなりましたが、国の社会保障に係る費用の将来推計では、今後も介護保険サービスの利用者数は伸び続けることから、介護給付費の増加が確実で、団塊の世代が 75 歳に到達する平成 37 年の第 1 号被保険者の保険料基準月額は 8,200 円と試算され、保険料負担は大変厳しいものになると見込まれています。

【要望事項】

介護保険の健全な運営と安定的な制度を保持するためにも、国庫負担割合の引き上げを国に強く要望すること

3- (6) 身寄りのいない高齢者等への支援について

《要望先 地域福祉部、健康政策部》

【現 状】

本市は、平成26年度末現在、高齢化率が36.2パーセントと超高齢社会に突入しており、その内一人暮らしや高齢者だけで暮らす方が高齢者人口の約4割を占めており、核家族化が一般化しつつあります。また、平均寿命の延伸とともに、認知症高齢者は増加し、その子世代までも高齢者になっていることから、家族の介護力低下が見られます。

こうしたなか、身寄りのいない高齢者や、親族が関わりを持たない高齢者の存在が顕著となってきています。このような高齢者本人に判断能力がない場合、その高齢者への医療行為（手術・治療）に対し、同意する者がいない場合や、入院・入所時の保証人等がいらないなどの問題が起こっています。

【課 題】

身寄りのいない高齢者等への医療行為における同意や入院・入所時の保証人になることなどは、施設や行政にも権限や義務がなく、成年後見人等でさえできない行為とされているため、支援の在り方に関係機関一同が苦慮しています。

身寄りがなく判断能力のない高齢者等への医療同意や入院・入所時の保証人について、関係機関へ権限を付与するなど、支援の在り方が明確になるように法整備が必要です。

【要望事項】

- 1 身寄りがなく、判断能力のない高齢者等への医療同意について法整備を行うよう国に要望すること
- 2 身寄りがなく、判断能力のない高齢者等への入院・入所時の保証人について、支援の在り方を明確にすること

4. 產業振興

4- (1) 施設園芸におけるハウス内環境制御機器導入補助の継続及び拡充について

《要望先 農業振興部》

【現 状】

近年、重油価格や農業資材の高騰により生産コストが大幅に増加しており、代替え燃料等の経営改善に取り組んでいますが、販売価格低迷や生産コストの増加を補えるだけの増収が図られておらず、農家経営は厳しく、園芸産地の衰退が危惧されています。

そうしたなか、平成 25 年 7 月より生産者有志による「土佐あき新施設園芸システム勉強会」が発足し、県が実践している「こうち新施設園芸システム」の研究開発に沿った取り組みの中で、環境測定装置でモニタリングをしながら、正確な温度・湿度・炭酸ガス濃度などの管理を実践、勉強会活動を通じて様々な情報共有を図ることで地域の限界収量の突破と大幅な増益を目指す取り組みが始まったところです。

昨年 7 月に行われた知事との意見交換会後に施設園芸加速化事業による環境制御装置の導入に対する補助制度が 2 年間限定で創設されました。

27 園芸年度中に 32 戸の農家で環境制御装置が設置され、導入農家からは設置後の収穫量は増加傾向であると聞いています。

【課 題】

1. 環境制御に関心のある生産者は多いものの、導入効果等が十分浸透していないため、機材導入へと繋がっていません。
2. 各種機材の導入経費が補助限度額を超えることや、複数のハウスで営農している農家では、利用回数制限があるため複数のハウスへ計画的に導入することが困難な状況です。
3. 灌水管理は、散水パイプでの手動管理が多く、多大な労力が掛かっていると同時に、水分ストレスがかからない細やかな管理が難しく、生育、収量・品質の向上面でマイナス要因になっています。

【要望事項】

- 1 (新) 補助事業を平成 28 年度以降も継続すること
- 2 (新) 各種機材購入経費の補助限度額を取り払うこと
(現状: 補助限度額 100 万円)
- 3 (新) 利用回数要件を解除すること (現状: 1 戸当たり 1 回)
- 4 (新) 自動灌水装置 (地下部の環境制御) を事業対象とすること
- 5 生産者に向けた「こうち新施設園芸システム」の技術普及を図ること

4- (2) 一本釣り漁業における経営の安定対策（キンメダイの資源保護）について

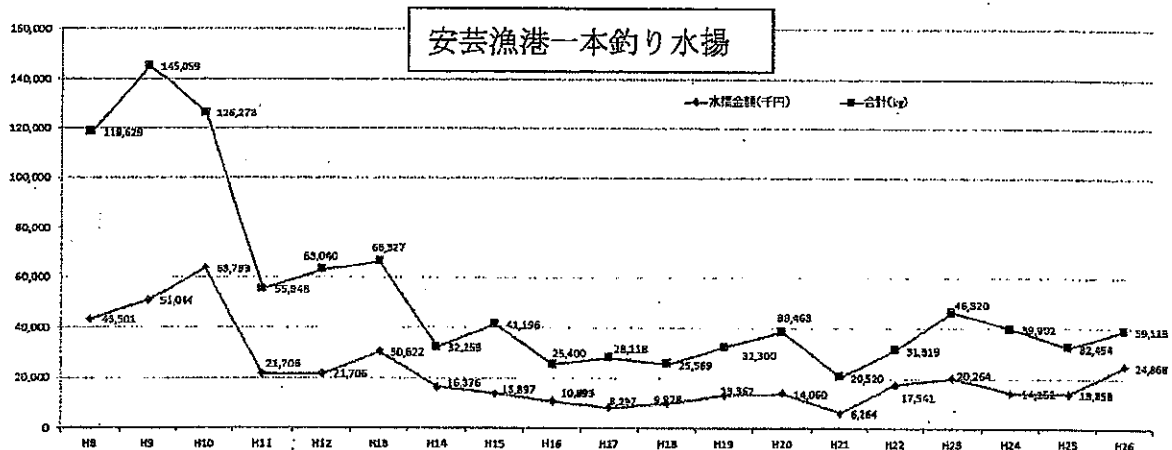
《要望先 水産振興部》

【現 状】

近年、漁業者の高齢化や漁獲量の減少など、漁業を取り巻く環境は厳しく、漁業経営は極めて厳しい状況となっています。一本釣り漁業においては、恵まれた自然条件や海域の特性を生かして発展してきましたが、漁業環境の変化などにより、魚群来遊による漁場形成の不安定さが顕著であることや、燃油を始めとする生産経費の増大等により漁業経営を巡る環境は一層厳しくなっています。

本市の一本釣り漁業は、キンメダイが最も水揚げが多く、次にサバ、マグロ類の水揚げが多い状況です。

キンメダイは、主に九州南部から関東東沖に至る太平洋沿岸から小笠原諸島海域に分布し、主に房総沖から伊豆半島周辺、伊豆諸島周辺、室戸沖周辺の海域において漁獲されていますが、本種を漁獲しているのは、主に千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県です。高知県を除く1都3県ではそれぞれ資源保護のため、禁漁期や操業規約を設定する等、資源管理型漁業の対象魚種に指定して管理に努めています。



【課 題】

キンメダイの資源を継続的・安定的に利用していくためには、高知県においても漁獲水準を適切に維持、管理するための組織が重要です。

【要望事項】

(新) キンメダイの資源保護に向け、高知県下で取り組むこと

5. 教 育

5- (1) 特別な配慮が必要な児童生徒への支援の充実について

《要望先 教育委員会》

【現 状】

本年5月1日現在、本市の特別支援学級数は、小・中学校合せて25学級となっており、学級総数の実に約31.6%を占めています。

また、通常学級でのLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症などで特別な配慮が必要な児童生徒数は、平成26年度では全児童生徒1,142名中109名で占める割合は約9.5%になり、県平均の約6%を上回っています。

このような状況の中、特別な配慮が必要な児童生徒に対しては、それぞれの特性に配慮した適切かつ総合的な働きかけを早期から行うことが重要であり、専門性のある教職員が必要となっています。

【課 題】

特別な配慮が必要な児童生徒や特別支援学級が多い小・中学校には、専門的な知識を有する教職員の配置が必要ですが、現在、不足している状況にあります。

【要望事項】

専門性のある教職員の配置について、充実が図られるよう対策を講じること

5- (2) 特別支援教育の充実について

《要望先 教育委員会》

【現 状】

本年5月1日現在、本市の特別支援学級数は、小・中学校合せて25学級となっており、学級総数の実に約31.6%を占めています。

近年、市立安芸第一小学校では、特別支援学級の入級児童が大幅に増加しており、本年度は、自閉情緒3学級18名、知的1学級1名、難聴1学級1名、肢体不自由1学級1名の合計6学級21名が在籍しています。

特に自閉情緒学級では、18名の児童に対して3名の担当教員では指導が厳しく困難を極めています。

【課 題】

障害の種類や程度、学年によって教員がつきっきりになることが多く、通常学級や特別支援学級との連絡調整などに支障をきたしています。

【要望事項】

(新) 特別支援学級数が5学級以上の小・中学校には、加配教員を1名配置すること

5- (3) スクールソーシャルワーカーの配置の拡充について

《要望先 教育委員会》

【現 状】

スクールソーシャルワーカーは、現在、市立安芸第一小学校と市立清水ケ丘中学校に配置されており、不登校やいじめ・虐待と思われるような事例など様々な困難や課題のある児童生徒への対応と保護者への対応に努めていただいています。

また、スクールカウンセラーについては、市立安芸中学校へ県から週1日体制で1名、本市においても週3日、半日毎の勤務で1名を配置しており、課題のある生徒や保護者の相談に対応していただくなど成果を上げています。

【課 題】

安芸市立安芸中学校では、スクールカウンセラーの先生方の指導により一定の成果は上がってはいるものの、なおかつ、不登校やいじめ・虐待と思われるような事例や貧困など、様々な課題のある生徒や家庭が増加傾向にあります。

【要望事項】

(新) スクールソーシャルワーカー1名を安芸市立安芸中学校に配置すること

